

○南伊勢町建設工事等入札実施要綱

平成17年10月1日

告示第56号

(趣旨)

第1条 この告示は、南伊勢町会計規則(平成17年南伊勢町規則第55号)の規定により南伊勢町が発注する工事等において、透明性の確保及び競争性を高めるため、広範な入札参加機会を確保するとともに、入札参加意欲を尊重し、かつ、施行能力を的確に把握するため入札等に必要な事項を定め、より良質な社会資本の構築に資するものとする。

(入札方法等)

第2条 入札を行う対象工事等及び入札方法は、次のとおりとする。

- (1) 対象工事等で建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事は設計金額9億円以上及び建築一式工事は設計金額が8億円以上のものについては、公募型指名競争入札とすることができる。
- (2) 対象工事等の土木一式工事で設計金額9億円未満及び建築一式工事で設計金額8億円未満の工事については、地域公募型指名競争入札とすることができる。
- (3) 前2号以外の対象工事等については、指名競争入札を原則とする。
- (4) 前3号に定める対象工事等の指定及び入札方法については、南伊勢町指名審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て行うものとする。

(一般競争入札の参加資格者等)

第3条 一般競争入札に指定した対象工事等についての参加資格者、資格審査、資格審査基準及び入札に関する取扱いは、南伊勢町会計規則に定めるもののほか、審査会の審査を経て町長が決定する。

(公募型指名競争入札の参加資格等)

第4条 公募型指名競争入札に指定した対象工事等の入札参加資格要件は、法第27条の23に定める経営事項審査の総合評点、完成工事高及び技術職員数等の条件により、審査会の審査を経て町長が決定する。

- 2 対象工事等の入札に参加しようとする者は、公募型指名競争入札参加届出書(様式第1号)により町長に届け出なければならない。
- 3 町長は、前項の届出書の提出があった者の中から入札参加者を審査会の審査を経て指名し、指名通知書(様式第2号)により通知する。この場合において、非指名者には公募型指名競争入札非指名通知書(様式第3号)により通知する。

(指名競争入札の参加資格者等)

第5条 指名競争入札についての参加資格者は、競争入札資格者名簿に登録された者の中から選定する。ただし、次の各号に該当するときは、これが解消するまで入札に参加できないものとする。なお、建設工事以外は第3号のみ対象とする。

- (1) 法第27条の23に定める経営事項審査を受けていないとき、又は有効期限を経過していない経営事項審査結果通知書の写しの提出がないとき。なお、小規模工事については対象外とする。
- (2) 別に定める南伊勢町建設工事発注標準に適合しないとき。
- (3) 会社及び代表者の全ての町税(町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。)並びに消費税及び地方消費税に未納があるとき。

(特定建設工事共同企業体)

第6条 特定建設工事共同企業体で指名する対象工事等の基準は、土木一式工事及び建築一式工事については、それぞれ設計金額が1億円以上の工事とする。ただし、水道工事、下水道工事及びその他特殊な工事はそれぞれ1億円以下でも、企業体を組むことができる。この場合において、対象工事等の指定は、審査会の審査を経て町長が決定する。

(掲示等)

第7条 町長は、一般競争入札及び公募型指名競争入札の対象工事等を指定したときは、当該工事等の概要、入札参加資格要件その他工事等の施工に必要な事項及び入札に関する事項を町長の定める掲示場に掲示するものとする。

2 特定建設工事共同企業体を指名する場合も前項の規定を適用する。

(現場説明会)

第8条 町長が必要と認めた場合は、入札執行日の10日前までに現場説明会を開催するものとする。

(内訳書の提出)

第9条 町長は、入札に際し、入札者に対し内訳書の提示を求め、提示のない者は入札に参加できないものとする。

(工事執行の方法)

第10条 町長は、1の工事で分離分割して発注できる対象工事については、入札機会の確保の観点から分離分割発注をすることができる。

(指名停止措置)

第11条 町長は、請負工事に係る不正工事等による業者の指名停止の審査を南伊勢町建設

工事等資格(指名)停止措置要領(平成22年南伊勢町告示第2号)に基づき、審査会に諮って決定するものとする。

第12条 削除

(談合情報)

第13条 談合情報があった場合は、南伊勢町建設工事等の談合情報対応マニュアルにより対応するものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第14条 指名通知を受けた者は、入札執行が完了するまでは、入札辞退届(様式第7号)によりいつでも入札を辞退できるものとし、町長は、このことを理由として以後の指名等に不利益な取扱いをしてはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、入札に必要な事項は、町長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の南勢町建設工事入札実施要綱(平成13年南勢町告示第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年4月1日告示第12号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年1月1日告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第11号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月6日告示第9号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、施行日同日以後に締結する契約について適用し、施行

日前に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則(平成26年6月30日告示第66号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第94号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月12日告示第76号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、令和元年10月1日以降に契約締結するものから適用する。

附 則(令和6年3月8日告示第33号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

公募型指名競争入札参加届出書

年 月 日

南伊勢町長 様

公募型指名競争入札参加届出者

住 所

名称又は商号

代表者名

当該許可業種の経審点数

当該許可業種のランク

今般、公募型指名競争入札により実施される下記工事の入札に参加いたしたく届け出ます。

工事番号

工事名

.....

(発注機関の長が必要と認める場合は、次の添付書類を求めることができる。)

添付関係書類

- ① 同種工事の施行実績
- ② 配置予定の技術者名

様式第2号(第4条関係)
(工事・測量設計用)

指 名 通 知 書

 $\overline{\tau}$

第 号
年 月 日

各指名業者 様

南伊勢町長

下記のとおり入札を行いますので、入札書(南伊勢町会計規則様式第35号)を提出してください。

記

工 事 番 号 年 度 第 号

工事名等 別添のとおり

工事場所等 度会郡南伊勢町 地内

入札書提出日時 年 月 日 午前 時 分

入札書提出場所 南伊勢町役場 庁舎 階 第 会議室

入札予定価格 金 円(消費税及び地方消費税を含む。)

条 件

- 1 入札保証金 (免 除) 納 付
- 2 契約保証金 (免 除) 納 付
- 3 仕様書の閲覧 期 間 指名通知日から 入札 日の前日まで
場 所 南伊勢町役場 課
- 4 南伊勢町低入札価格調査実施要綱の適用については、同要綱第2条で定める金額以上の
工事とする。
- 5 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加
算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を
もって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ
るかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する
こと。

- 6 入札の方法、入札の無効の要件その他入札及び工事の施行についての必要な事項は、下記のとおりとする。
- (1) 入札書の宛名は町長宛とし、1件ごとに作成して封書の上、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者(代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。)自ら投かんする。
 - (2) 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 入札者本人の住所、氏名(法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名)が記載され押印のある入札書により入札する場合には、委任状の提出は必要としない。
 - ② 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投かん前に委任状を提出すること。
なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに、右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
 - (3) 入札者参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (4) 入札執行回数は、 回を限度とする。
 - (5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち会わせて行う。
 - (6) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。
 - (7) 南伊勢町低入札価格調査実施要綱第3条に定める基準価格を下回る入札が行われた場合は、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 落札決定を保留し、同要綱に基づき調査を実施する。この場合、基準価格を下回った入札を行った者は、上記調査に協力するものとする。
 - ② 上記調査の結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合には、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならず、次順位者について判断する。
 - ③ 次順位者が、基準価格を下回った入札であった場合は上記①及び②により調査をして判断し、また、次順位者が予定価格以下で基準価格以上の入札であった場合は、落札者として決定する。
 - ④ 上記により、落札者が決定した場合は、入札参加者全員にその旨連絡する。
 - (8) 次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - ② 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
 - ③ 入札者が他人の入札を代理したとき。
 - ④ 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
 - ⑤ 入札保証金の額が南伊勢町会計規則第60条第1項に規定する額に満たないとき。
 - ⑥ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - ⑦ 金額を訂正した入札をしたとき。
 - ⑧ 記名又は押印を欠く入札をしたとき。

- ⑨ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
 - ⑩ 入札の際、1人だけで他が全部不参加であったとき。
 - ⑪ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (9) 適正な入札の執行を妨げたときは、その者は失格とする。
- (10) 入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。
- ① 指名を受けた者は、入札書を投函するまでは、入札を辞退することができる。なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退届により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により辞退を届け、後日、必ず入札辞退届を提出すること。
 - ② 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等については不利益な取扱いを受けるものではない。
- (11) 入札に際し、工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とし、また提出した工事内訳書の不明な点を説明しない者は、失格とする場合がある。
- (12) 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、建設業法第26条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。なお、同条第3項に定める建設業法施行令第27条に規定する額以上の工事を施工する場合は、専任の技術者を配置しなければならない。
- (13) 共同企業体が入札する場合には、入札書を構成員全員の連名で記載し押印すること。なお、共同企業体の代表者名で入札する場合には、他の構成員全員からの委任状を入札書投かん前に提出すること。
- (14) 下記の①②による納税証明書等(発行日から起算して6箇月以内のものに限る。)の提示がないと、当該入札等には参加できません。
- ① 町内に本店を有する事業者
 - ・全ての町税「完納納税証明書」＝町税務住民課長発行(有料)
 - ・消費税及び地方消費税「納税証明書その3未納税額のないこと用」＝所管税務署発行(有料)
 - ② 町外に本店を有する事業者
 - ・消費税及び地方消費税「納税証明書その3未納税額のないこと用」＝所管税務署発行(有料)

(物件・業務用)

指 名 通 知 書

〒

第 号
年 月 日

各指名業者 様

南伊勢町長

下記のとおり入札を行いますので、入札書(南伊勢町会計規則様式第35号)を提出してください。

記

番 号 年度 第 号

物件・業務名

業務(納入)場所 度会郡南伊勢町 地内

入札書提出日時 年 月 日 午 時 分

入札書提出場所 南伊勢町役場 庁舎 階 第 会議室

条 件

- 1 入札保証金 (免 除) 納 付
- 2 契約保証金 (免 除) 納 付
- 3 仕様書の閲覧 期 間 指名通知日から 入札 日の前日まで
場 所
- 4 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札の方法、入札の無効の要件その他入札及び物件・業務の施行についての必要な事項は、下記のとおりとする。

- (1) 入札書の宛名は町長宛とし、1件ごとに作成して封書の上、入札者の氏名又は法人名及び物件・業務名を表記して、入札者(代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。)自ら投かんする。
- (2) 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 入札者本人の住所、氏名(法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名)が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出は必要としない。
 - ② 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投かん前に委任状を提出すること。
なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに、右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 入札執行回数は、 回を限度とする。
- (5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。
- (6) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。
- (7) 次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - ② 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
 - ③ 入札者が他人の入札を代理したとき。
 - ④ 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
 - ⑤ 入札保証金の額が南伊勢町会計規則第60条第1項に規定する額に満たないとき。
 - ⑥ 入札者が定刻までに入札書を投かんしないとき。
 - ⑦ 金額を訂正した入札をしたとき。
 - ⑧ 記名又は押印を欠く入札をしたとき。
 - ⑨ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
 - ⑩ 入札の際、1人だけで他が全部不参加であったとき。
 - ⑪ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) 適正な入札の執行を妨げたときは、その者は失格とする。
- (9) 入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。
 - ① 指名を受けた者は、入札書を投かんするまでは、入札を辞退することができる。
なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退届により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により辞退を届け、後日、必ず入札辞退届を提出すること。
 - ② 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等については不利益な取扱いを受けるものではない。
- (10) 入札に際し、内訳書を提出しない者の入札は無効とし、また提出した内訳書の不明な点を説明しない者は、失格とする場合がある。

- (11) 共同企業体が入札する場合には、入札書を構成員全員の連名で記載し押印すること。なお、共同企業体の代表者名で入札する場合には、他の構成員全員からの委任状を入札書投かん前に提出すること。
- (12) 下記の①②による納税証明書等(発行日から起算して6箇月以内のものに限る。)の提示がないと、当該入札等には参加できません。
- ① 町内に本店を有する事業者
 - ・全ての町税「完納納税証明書」＝町税務住民課長発行(有料)
 - ・消費税及び地方消費税「納税証明書その3未納税額のないこと用」＝所管税務署発行(有料)
 - ② 町外に本店を有する事業者
 - ・消費税及び地方消費税「納税証明書その3未納税額のないこと用」＝所管税務署発行(有料)

様式第3号(第4条関係)

公募型指名競争入札非指名通知書	
第 号 年 月 日	
住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名 様	
南伊勢町長 印	
年 月 日付けで提出のあった公募型指名競争入札参加届出書を審査したところ、下記のとおり指名しないことに決定したので通知します。	
記	
工 事 番 号	
工 事 名	
公募型指名競争入札指名業者に選定されなかった理由	
なお、指名業者に選定されなかった理由について説明を求めることができます。 この説明を求める場合は、 年 月 日までに、南伊勢町長にその旨を記載した書面を提出してください。	

様式第7号(第14条関係)

入 札 辞 退 届

年 月 日

南伊勢町長 様

住 所

氏名(名称)

代表者 氏名



指名競争入札により実施される下記の工事(目的)について、入札(見積)通知がありましたが、当該工事等の入札につきましては辞退したくお届けいたします。

記

1、実施年月日

2、工 事 名 等

3、工事(施行)場所

度会郡南伊勢町

地内

4、辞退理由(該当する項目の番号に○印を付けてください。)

(1) この工事(業務)を受注した場合、技術者の確保が困難であるため

(2) 会社(個人企業の場合には個人)の都合のため

(3) 指定された契約期間内に完成又は納入することが困難なため

(4) その他(理由)

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号から様式第6号まで 削除

様式第7号(第14条関係)